

日本にお住まいの、すべての方へ。

お1人につき

10万円 特別定額 給付金

はじまります

ひとりひとりの暮らしのために。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。
- 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。

※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

① 郵送申請方式

1 市区町村から申請書が届きます

申請書は、基準日(令和2年4月27日)において、
住民基本台帳に記録されている受給権者
(世帯主)にお住まいの市区町村から送付されます。

2 市区町村へ申請書を提出

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に
振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と
本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送。

3 受給権者(世帯主)が受給します

② オンライン申請方式

申請書を待たずに
出来る!

⚠ オンライン申請の受付開始時期は市区町村によって異なります。

1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス

⚠ 利用には受給権者(世帯主)のマイナンバーカードが必要です。

2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の
確認書類(画像)をアップロードして、
マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。

詳しくは
裏面へ

給付額

給付対象者
1人につき

10万円

申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。
わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



特別定額給付金

Q & A

Q

▶ 基準日(4月27日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の給付はどのような?

▶ 私は世帯主ですが、住民登録している市区町村に住んでいないため申請書が届きません。どうしたらいいの?

A

どちらの場合も、給付金は基準日時点において住民基本台帳に記録されている方を対象として給付されるため、基準日の翌日以降に引っ越した場合であっても、基準日において住民登録されていた市区町村から給付を受けることとなります。

また、申請書は基準日に住民登録されている住所地に、世帯主宛てに送付されます。

詳しくは、基準日に住民登録されている市区町村におたずねください

Q

申請書以外に準備すべき書類はありますか?

A

それぞれの申請方式により以下の書類の写しが必要となります。

郵送
申請方式

① 申請者本人確認書類

● マイナンバーカード ● 運転免許証 ● 健康保険証 等の写し

② 振込先口座の確認書類

● 金融機関名 ● 口座番号 ● 口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードやインターネットバンキングの画面の写し

※水道料引落等に使用している申請・受給権者名義の口座である場合には不要

オンライン
申請方式

振込先口座の確認書類のみ

※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要です。

Q

住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか?

A

- 収入による条件はありません。
- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しません。

Q

4月27日(基準日)に生まれた子供は給付対象者となりますか?

A

- 給付対象者となります。
- 4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q

外国人も受け取れますか?

A

4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

Q

世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか?

A

- 本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での代理人による申請も可能です。
- 基準日(4月27日)時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成員や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村長が特に認める者(※)による代理申請が認められます。
※民生委員、自治会長、児童養護施設等の職員、DV避難者の民間支援団体など
- 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q

オンライン申請を行うにはどうしたら良いですか?

A

申請に必要なものを準備し、以下の手順で申請ください。

必要なもの

- ① 受給権者(世帯主)のマイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取り対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダ)
- ③ 「マイナポータルAP」の検索、インストール
- ④ マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6~16桁)
- ⑤ 振込先口座の確認書類



iPhone



Android

手順

- ① マイナポータルにアクセス
- ② 「特別定額給付金」を選択
- ③ 必要事項を入力し、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードする
- ④ 暗証番号を入力する
- ⑤ マイナンバーカードをあてて読み取る



マイナポータル

!! それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して国や市区町村が以下のようなことをすることは絶対にありません。

◆現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること ◆受給にあたり、手数料の振込みを求めること ◆メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

▶ 消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
▶ お住まいの市区町村 ▶ お近くの警察署 ▶ 警察相談専用電話「#9110」